

大規模集客施設の広域調整に関する方針

～ 要旨 ～

(概要)

1. 市町村が大規模集客施設の立地規制を解除する都市計画の決定／変更を行う場合、必要となる「知事への協議又は同意協議」を通じ、県が関係市町村の意見聴取を行うとともに、都市計画上の影響を予測した立地評価などを考慮しながら適正立地を図ります。

(適正立地に対する考え方)

2. 大規模な集客施設の立地は、原則として以下の区域に誘導し、それ以外の区域においては抑制するものとします。

- ① 関連する都市計画との整合が図られる区域
- ② 中心市街地活性化基本計画が認定された区域

(ただし、例外的な取扱いとして、誘導を図る区域外で、市町村が必要とする場合は、その理由を明確にし、方針に基づき適切に都市計画の手続を経た場合のみ、立地できるものとする。)

(広域調整の視点と留意点)

3. 県は、以下の視点に留意して調整を図ります。
 - ① 広域の見地から調整を図ること。
 - ② 県の定める都市計画との整合性を図ること。
 - ③ 需給調整や既得権擁護等の商業調整の手段としないこと。

(立地評価)

4. 立地に伴い予想される以下の項目の評価を、立地市町村へ求めます。

「立地評価」の項目一覧

- | | |
|------------------|------------------------|
| ① 公共交通でのアクセス性 | ⑥ 主要な道路における渋滞・交通安全への影響 |
| ② 環境への負荷 | ⑦ 自然環境・景観への影響 |
| ③ 都市機能の集積 | ⑧ 騒音、悪臭、光害等による影響 |
| ④ 既存の都市基盤ストックの活用 | ⑨ その他県が必要と認める事項 |
| ⑤ 都市の持続可能性 | |

(手続)

5. 立地市町村は、立地市町村が都市計画素案を作成した際には、県にその内容の報告を行います。県は、都市計画素案に対して関係市町村への意見照会を行い、また広域調整検討委員会(仮称)での検討結果を踏まえ、広域調整手続が必要となるかを判断します。

手続が必要となる場合は、立地評価を行い、県への協議又は同意協議に先立ち、文書で事前協議を行うものとします。

事前協議に際しては、県が開催する「関係市町村連絡会議」において、立地市町村から立地評価を含む都市計画案の説明を求めます。県は、関係市町村の意見を参考にし、広域調整検討委員会(仮称)での検討結果を踏まえ、県都市計画審議会への諮問・答申を経て、事前協議の回答をします。

ただし、同検討委員会が「一市町村の範囲を超えて大きな影響がない」と判断した場合は、県都市計画審議会への諮問・答申は省略できます。なお、事前協議の回答において、都市計画上支障があると認められる場合は、必要に応じて都市計画案の見直しを行うこととします。

(※裏面図1参照)

(将来の広域調整の機会の確保)

6. 一旦大規模な集客施設の立地制限の解除を行えば、立地評価をはるかに超える施設の立地も可能となるため、立地評価の対象となった規模を上限とした特別用途地区などの設定を立地市町村に求め、将来の増改築時に、再度広域調整を行う機会を確保するものとします。

ただし、立地市町村が適切に判断し、場合によっては設定しないことも可能とします。

(※裏面図2参照)

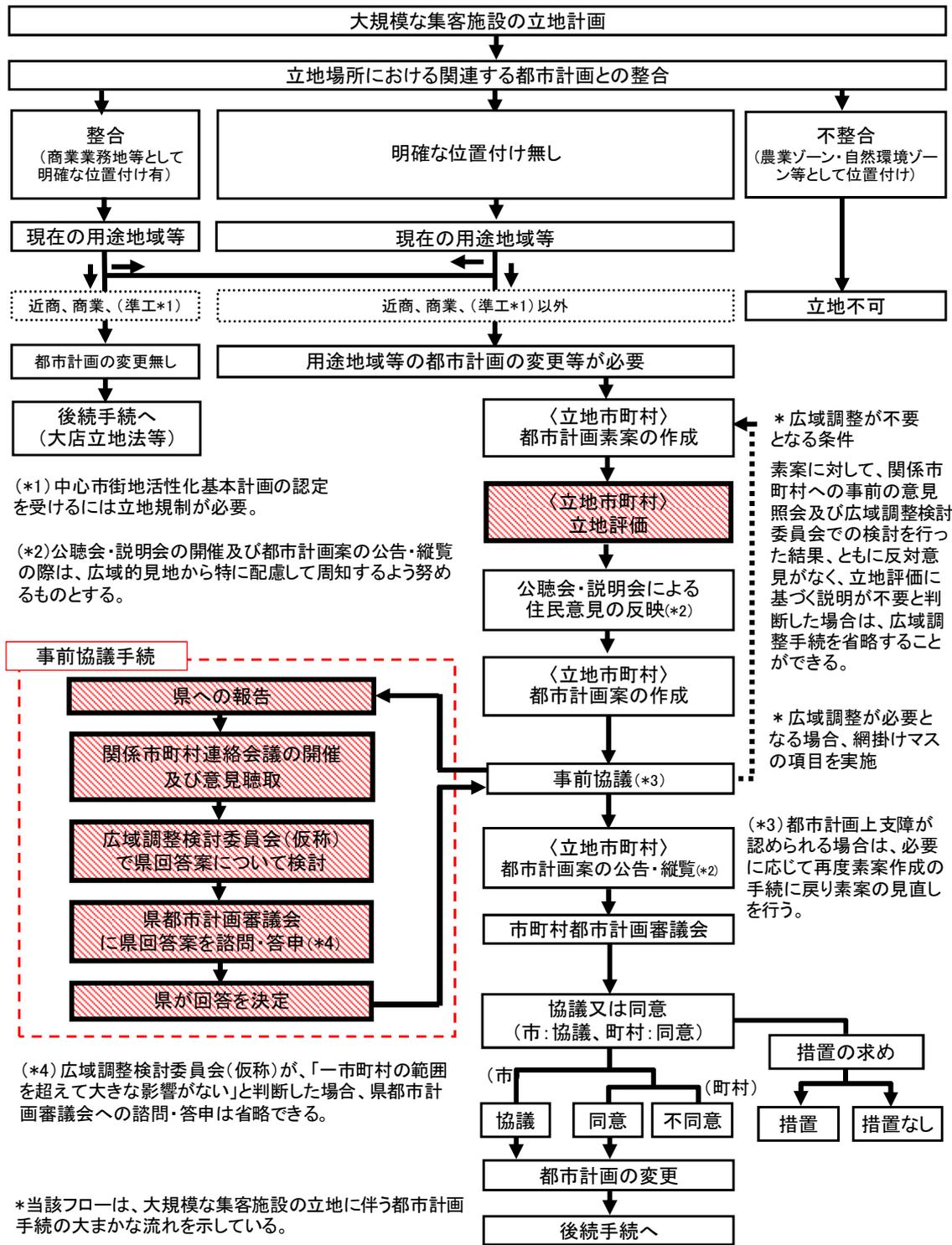


図1 大規模な集客施設立地のフロー

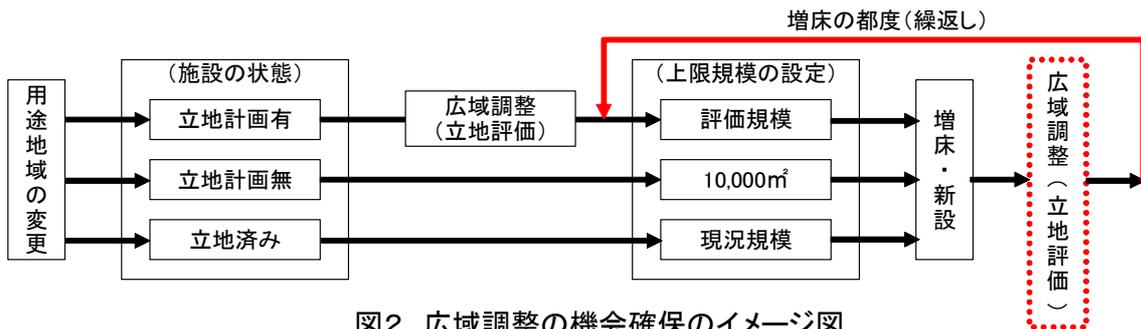


図2 広域調整の機会確保のイメージ図